

こんな  
ときも

そうだ、行政書士に相談しよう！

## 行政書士がお役に立ちます！



## 暮らしのお困りごと

遺言・相続について  
知りたい

残されたご家族が困らないよう、プロの視点から遺言・相続についてアドバイスします。また、相続関係説明図や遺産分割協議書の作成も行います。



## 契約書を作りたい

大切な約束を書面に残すことは、後のトラブルを予防するためにも重要です。行政書士は契約書作成の代理を行います。

自動車の  
登録手続きをしたい

自動車の購入や、引越しによる登録変更など、忙しい皆さんに代わって行政書士が管轄の運輸支局や警察への手続き、書類作成を行います。



## 日本国籍を取得したい

日本国籍の取得に関わる法務大臣への帰化申請や、さまざまな審査書類の作成など、各種手続きのアドバイスやお手伝いをします。

土地活用について  
相談したい

自分の土地であっても、都市計画法や建築基準法、農地法といった関連法規に注意が必要です。土地利用の手続き、各種申請もご相談ください。

内容証明について  
相談したい

内容証明は、契約後のクーリングオフなどに有効な手段です。行政書士は、皆さんの意思に基づき、文書の作成を代理します。



暮らしを支える、5万人の力。



日本行政書士会連合会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL:03-6435-7330



そうだ、行政書士に相談しよう！

## 1人で悩まない

## 農地転用

農地転用について  
ニヤンでも  
ご相談ください！



日本行政書士会連合会



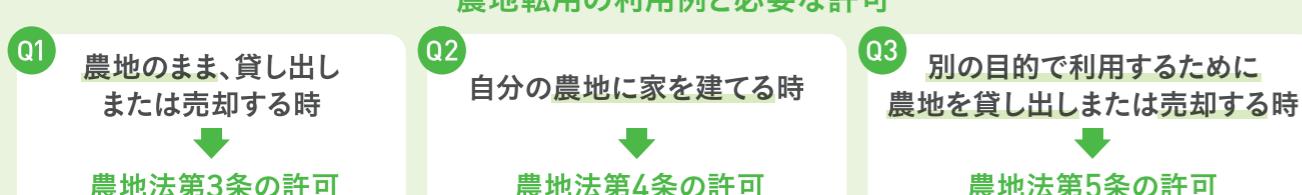
# 「自分の畠を上手に活用したい」 そんなあなたは“行政書士”に相談しよう！

所有する畠に家を建てたり、駐車場を作ったり…農地を別の目的で利用するには、農地転用の許可申請などをする必要があります。これらの手続きはぜひ行政書士にお任せください。また、売買や開発に伴う許可申請や届出など農地に関する各種手続きもサポートします。

## ?教えてまもる先生！ 農地転用のメリットって？

農地を相続したものの、農家ではないためにその活用法に迷ってしまったり、農地の所有そのものが負担になってしまったりというケースは多くあります。そんな時こそ、農地の転用が効果を発揮します。

申請が許可された後は、住宅地・工場用地・道路・駐車場・資材置場など自由に活用することができ、賃貸や売却を通して、農業とは違う形で新たな収入を得ることも可能です。



## 農地転用の許可申請の流れ



申請から許可が下りるまで約6~12週間ほどかかります。  
行政書士は、農地転用の手続きを確実かつスムーズに進めるお手伝いをします！

1

### 農業委員会に事前相談

農地の種類や必要な許可、転用計画の可否などの確認を行います。  
※農地転用が認められないケースもあります。

2

### 農業委員会に必要書類を提出・申請

農地転用の許可申請書や転用計画書などを作成し、申請を行います。  
※さらに、農地が4ヘクタール以下の場合は「都道府県知事許可」、4ヘクタール以上の場合は「農林水産大臣許可」が必要となります。

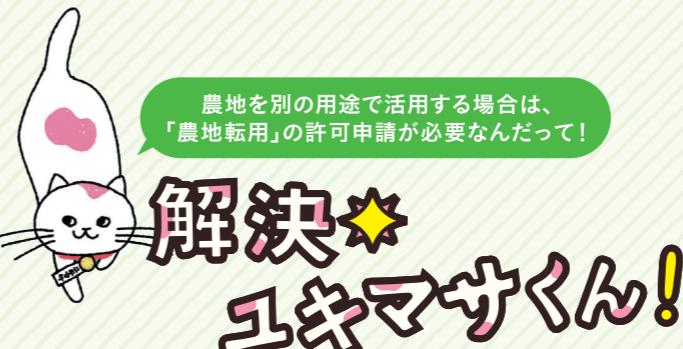
3

### 許可通知～農地転用

各種の審査が終り、申請書類が無事に受理されると、後日許可通知が届きます。



農地転用に関する  
**詳細**はこちから



## 解決★ ユキマサくん！

今回のお困りごとは、今まで畠として使用していた土地を駐車場にしたいというものです。



日本行政書士会連合会

